

習志野市安全で安心なまちづくり基本計画（第3次）の策定方針

1. 計画の策定経過

- ①平成16年7月 習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行
- ②平成17年3月 習志野市安全で安心なまちづくり基本計画策定
- ③平成27年3月 習志野市安全で安心なまちづくり基本計画（現計画）策定

2. 次期計画の策定について

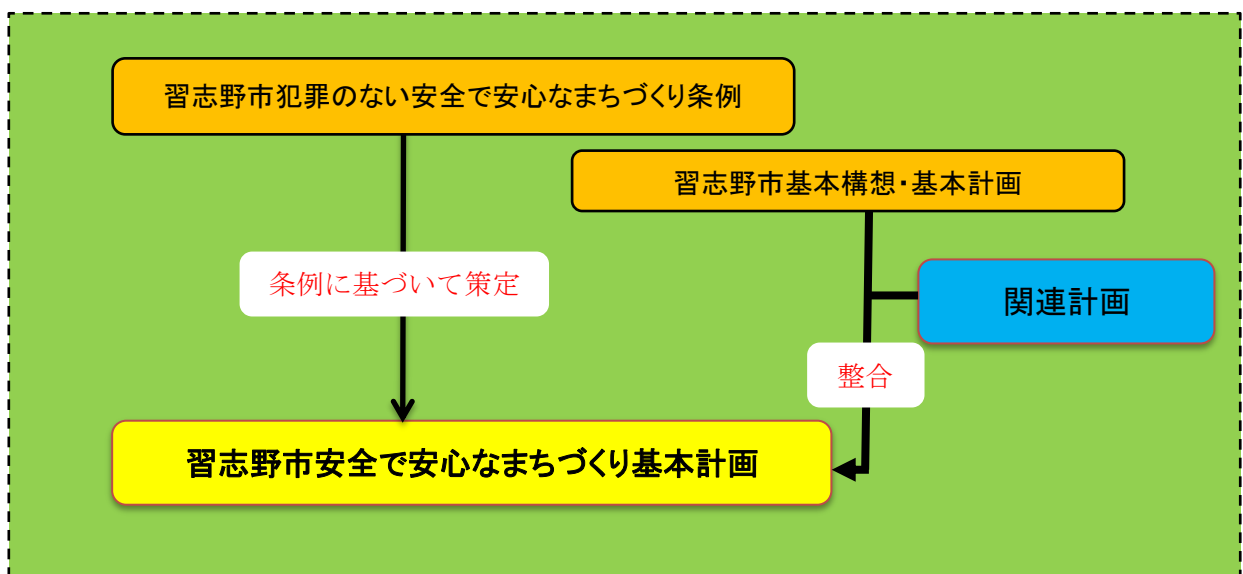
現習志野市安全で安心なまちづくり基本計画（以下「現計画」という。）は、本市の長期基本計画等と調和させ、「習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」の実効性を確保するため、今日の地域社会を取り巻く状況を踏まえ、市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現することを目的として策定しています。

このたび、現計画の計画期間が令和8年3月で終了することに伴い、現計画策定後の社会情勢の変化による犯罪等に対応した「次期習志野市安全で安心なまちづくり基本計画（第3次）」を策定します。

3. 計画の位置付け

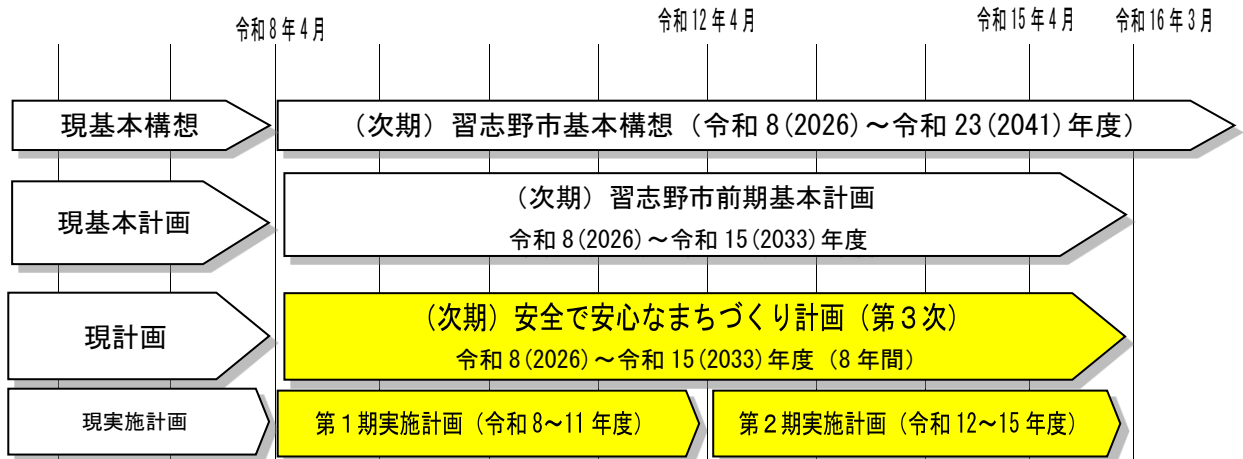
本計画は、習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例第3条に規定する、安全・安心まちづくりを推進するための基本計画として位置づけ、習志野市安全で安心なまちづくり協議会での審議を経て策定します。また、習志野市基本構想・基本計画、さらには他部署の関連計画とも整合性を図ります。

■計画の相関図



4. 計画期間

本計画の期間は、上位計画の習志野市前期基本計画と合わせて令和8年度（2026）から令和15年度（2023）の8年間とします。ただし、計画の期間中でも社会情勢等の変化によっては、必要に応じ見直しを行います。



5. 策定にあたっての留意点及び課題等

本市における現状（少子高齢化や身近な犯罪の増加）を踏まえ、安全で安心なまちづくりを進めていく上での課題を以下のとおり整理します。

課題① 市民一人ひとりの防犯意識の向上

本市の犯罪発生件数は、年々減少傾向にありましたが、令和5年からは、増加に転じました。これは、人の移動が活発化したことが要因の一つと考えられ、今後も増加する可能性があります。また、自転車等を始めとした窃盗犯や電話d e 詐欺などは、依然高止まりの状態が続いています。

令和6年夏頃からは、全国的に闇バイト等を介した凶悪な強盗事件も発生し、千葉県内でも発生しています。

このような中、本市では、「自分の安全は自分で守る」という防犯に対する自助、共助を推進するため、市民一人ひとりの防犯意識の向上を目指す必要があります。

課題② 情報の発信と犯罪被害への不安感の軽減

インターネットの普及により、うわさや情報は簡単に広がるようになり、今ではSNSやメッセージアプリでの急速な情報拡散が行われるようになっていきました。しかしながら、インターネット上の情報は正しいものばかりではなく、虚偽や間違い等も多いため、情報を受け取る側にも真偽を判断する能力が求められています。

誤った情報により意図せず犯罪に加担する・巻き込まれる事態を避けるため、正確な情報発信により市民の不安感を軽減し、安心感を高めることが重要です。

課題③ 防犯活動の活性化

本市の自主防犯組織は、近年概ね100団体で推移しています。しかし、「地域の安全は地域で連携して守る」という共助を推進し、犯罪が起こりにくい地域社会

の実現を目指し、地域主体の防犯活動を活性化させるには、市域全域で防犯活動が行われる必要があります。

課題④ 身近な犯罪の未然防止に向けた環境整備への取り組み

市内における犯罪の多くは市民生活に身近な場所で起こっていることから、道路等の公共の場所における死角や、見通しの悪い場所を減らしていくなどの環境の整備が必要です。

本市では、防犯灯や防犯カメラの設置、町会等への防犯カメラ設置費用補助など、防犯環境の整備を進めておりますが、更なる防犯設備の設置推進などにより、安全で安心して生活できる環境整備への取り組みを進めていく必要があります。

課題⑤ 子ども、高齢者等の犯罪弱者に対する取り組みの強化

近年、SNSを利用した子どもの被害が増加しており、また、千葉県内における令和6年の電話d/e詐欺認知状況において、被害者の約7割が70歳以上という実情から、子どもや高齢者といった犯罪弱者への犯罪が多く発生しています。

そのような中で、本市でもこれまで以上に、防犯に関する各種活動を実施し、更なる被害の拡大を防ぐための取り組みが必要です。

6. 次期計画の目的、基本方針等（施策体系図）について（資料2-1、2-2）

（1）目的について

現計画の目的は、習志野市犯罪のない安全で安心まちづくり条例第1条に基づき定めていることから、次期計画も現計画を踏襲することとします。

（2）基本方針について

次期計画では、5つの課題等を踏まえ、基本方針を現計画の4区分から5区分に変更し、それぞれの観点から施策や取り組みを効果的に進めることとします。

（3）市、市民、事業者の取り組みについて

安全で安心なまちづくりを推進するには、市の取り組みだけでなく、市民及び事業者が一体となって取り組むことが重要であることから、現計画を踏襲することとし、基本方針に基づき、追加や表現の修正、文言整理を行います。

7. 次期習志野市安全で安心なまちづくり基本計画（第3次）の構成（案）

※資料3参照

8. 策定体制

- ①安全で安心なまちづくり協議会での協議内容の反映
- ②安全で安心なまちづくり連絡協議会での意見聴取
- ③パブリックコメントの実施による市民からの意見聴取 等

9. 今後のスケジュール

※資料4参照